

平成 29 年 6 月 26 日

各 位

株式会社 北陸銀行

カードローン、マイカーローン等の年間収入確認書類の提出条件の改正について

北陸銀行（頭取 庵 栄伸）では、平成 29 年 6 月 27 日（火）から、カードローン、マイカーローン等のお申し込み時にご提出いただいている年間収入確認書類（源泉徴収票等）の提出条件を改正します。

カードローン、マイカーローン、フリーローンにおいては、お借入申込額が一定額を超える場合に年間収入確認書類をご提出いただいておりますが、今般、提出対象となるお借入申込額の基準を下記のとおり引き下げることといたしました。

北陸銀行では、お客さまの資金需要にタイムリーにお応えするよう今後も更にきめこまかなサービスの提供に努めてまいります。

記

1. 提出条件改正内容

(1) マイカーローン、フリーローン

ローン種類	変更前お借入申込額	変更後お借入申込額
マイカーローン全商品	500 万円を超える場合は必要	50 万円を超える場合は必要
フリーローン全商品※	300 万円を超える場合は必要※	

※《ほくぎん》オーナーズローンは提出を不要としています。

(2) カードローン

ローン種類	変更前お借入限度額	変更後お借入限度額
カードローン全商品	不 要	50 万円を超える場合は必要

2. 適用開始日

平成 29 年 6 月 27 日（火）ローン申込受付分より

3. お問い合わせ窓口

北陸銀行ローン相談窓口（TEL0120-68-8969 平日 9：00～17：00）までお問い合わせ願います。

以 上

<本件に関するお問い合わせ先>

北陸銀行 リテール推進部 リテール企画G TEL(076)423-7111